三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千九百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　高知県宿毛市橋上町坂本字松原山一七一の二、一七四の二、四七七の一、四七八の一から四七八の三まで、四七八の五、四七八の九、四七九の一、字榎川山五三一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千九百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　新潟県十日町市字袖山丁三〇八、丁三〇九の一、丁三八三から丁三九二まで、丁三九三の一、丁三九四の一、字久保田丁五三一、丁五三二の一、字南久保丁九二二の二、字屋敷くね丁九三一、字居尻沢丁九三二から丁九四〇まで、丁九四一の一から丁九四一の三まで、丁九四二から丁九四七まで、丁九四八の一、丁九四九から丁九五六まで、字長面丁九五七から丁九六五まで、丁九六六の一、丁九六六の二、丁九六七、丁九六八の一、丁九六九から丁九七一まで、丁九七二の一、丁九七二の二、丁九七三、丁九七四、丁一〇四九の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千九百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　新潟県十日町市安養寺乙三〇一、乙三〇三から乙三〇五まで、乙三〇六の一、乙三一五、乙三一七の一、乙三二八の一、乙三二七、乙三二八、乙三七五の一、乙三七六の一、乙三八〇、乙三八三の二、乙三八六、乙三八九、乙三九三、乙三九六から乙三九八まで、乙四〇一、乙四〇四、乙四〇五、乙四〇六の二、乙四〇七、乙四〇八、乙四一三、乙四一四、乙四一六、乙四一九、乙四二〇、乙四二一の一、乙四五九の三、乙四九九の二、乙四九九の九八、乙四九九の一〇〇、乙五〇一の一、乙五〇一の二、乙五〇一の四から乙五〇一の六まで、乙五〇四の一、乙五〇四の二、乙五〇五、乙五〇八の一から乙五〇八の四まで、乙五〇九の一から乙五〇九の三まで、乙五〇九の六、乙六三六、乙六三七、乙六三八の一、乙六三八の二、乙六四〇から乙六四二まで、乙六四三の一、乙六七五、乙六七六、乙六七七の一、乙六七八の二、乙六八〇、乙六八一、乙六八六の一から乙六八六の三まで、乙六八八、乙六九〇の二、乙七八一、乙七八四、乙七八五、乙七八六の二、乙七八六の四、乙七九〇、乙七九六、乙七九七、乙七九九、乙八〇〇の一、乙八〇六の一、乙八〇六の三、乙八〇七、乙八〇八の一、乙八〇九の一、乙八〇九の二、乙八一三の二、乙八六九の一、乙八七〇の二、乙八七一の一から乙八七一の三まで、乙八七一の一六、乙八七七、乙八七九の二、乙八八三の一、乙八八四の一、乙八八五の一、乙八八六の二、乙八八六の四、乙八九〇の一、乙八九九の一、乙九〇一の一、乙一一一〇、乙一一一一、乙一一八三の二、乙一一八五の二、乙一一八六、乙一一八七、乙一一九三、乙一一九四の一、乙一一九五の一、乙一二一三の一、乙一二一三の五、乙一二一八の一、乙一二一九の一、乙一二二〇の一、乙一二四三の二、乙一二四四の一、乙一二四四の六、乙一二四七、乙一二四八の四、乙一二五三の一、乙一二五三の三、乙一二五四、乙一二六四の一、乙一二六四の二、乙一二八三の二、乙一二八四、乙一二八五、乙一二八九の二、乙一二九〇、乙一二九一の二、乙一三六三の一、乙一四二七の六から乙一四二七の八まで、字上ノ原乙六八二から乙六八五まで、乙七一八、乙七八二の一、乙七八三の一、乙七八六の一、字下モ山乙七一九、乙七二〇の一、乙七二〇の二、乙七二二、乙七二三、乙七三五の一、乙七三五の二、乙七三五の八、乙七四九、乙七五二、乙七六二、乙七六三の一から乙七六三の五まで、乙七六三の七、乙七六三の九、乙七六三の一〇、乙七六三の一三、乙七六三の一五、乙七六三の一八から乙七六三の二〇まで、乙七六三の二四、乙七六三の二七、乙七六三の三九、乙七六三の四一、乙七六三の四二、乙七六三の四四、乙七六三の四九、乙七六三の五一、乙七六三の五三、乙七六三の五四、乙七六三の五六から乙七六三の六四まで、乙七六三の六七、乙七六三の六八、乙七六三の丑二、乙七六三の卯二、乙七六八、乙七六九、乙七七六から乙七七九まで、乙七七七の一、字入乙九一五の二、乙九二七、乙九四五、乙九四六、乙九五〇、乙九五一、乙九五四の一、乙九五四の二、乙九七五、乙九七七、乙九七八、乙九八一、乙九八七の三、乙一〇〇六、乙一〇〇七の一、乙一〇〇九の一、乙一〇〇九の二、乙一〇八七、乙一〇八八、字上ノ山乙一〇九四の一、乙一〇九四の二、乙一〇九五の一、乙一〇九六、乙一一〇九七、乙一一一四の一、乙一一一四の二、乙一一一五の一、乙一一一五の二、乙一一一六の二から乙一一一六の五まで、乙一一一六の八から乙一一一六の一〇まで、乙一一八〇、乙一一八一の一、乙一一八二の一、字深沢日向乙一一八五七の一から乙一一八五七の四まで、乙一一八五七の六、乙一一八五七の七、乙一一八五七の一三、乙一一八五七の一四、字大峯乙一一八五八の一から乙一一八五八の三まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千九百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　新潟県十日町市字兎平戊七三二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。)